## - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部 を改正する規則

公布年月日·番号 平成 17 年 12 月 22 日·東京都規則第 215 号

## 1 概要

浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。) 商業登記法(昭和38年法律第125号)及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年東京都条例第70号。以下「条例」という。)の改正に伴い整合を図る必要があり改めるものである。 具体的な改正内容は次のとおり

(1) 浄化槽の廃止届の規定の削除(第5条、第5号様式)

廃止届の規定が法第 11 条の 2 に、廃止届の様式が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「省令」という。)様式第 1号に定められたことに伴い、規則から削除する。

(2) 商業登記法の改正に伴う字句の改正(第7条、第10条、第6号様式)

「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改正する。

(3) 参照条項の改正(第18条)

保守点検業者に対する報告規定が法第 53 条に定められたことに伴い、 参照条項を「条例第 16 条第 1 項」から「法第 53 条第 1 項第 5 号」に改正す る。

(4) 職員の身分を示す証明書の規定の削除(第19条、第22号様式)

保守点検業者に対し立入りする職員の身分を示す証明書が省令第58条で定められたことに伴い、規則から削除する。

(5) 浄化槽保守点検業者登録簿の改正(第7号様式) 様式の規格をA4版とし、裏面の「営業所立入検査等の記録」は、条例第 5条第1項に定める登録事項に該当しないため削除する。

## 2 施行期日

平成 18年2月1日

## 3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通電話 03(5388)3583

都庁内線 42-842